

アルバイト規則（令和7年度 改定）

以下の条件でアルバイト希望を受け付ける。

<条件>

- ① 本人及び保護者の両方が、アルバイトすることを希望している。
- ② 健康状態が良好である。
- ③ 出席状況が良好である。（部内で検討し、判断する。）
- ④ 学習態度及び学校生活の状況が良好である。（部内で検討し、判断する。）
- ⑤ アルバイトは、保護者の全責任の下で行う。
- ⑥ アルバイトの実施は、平日、休日、長期休業中、いずれの場合も午後8時までとする。
- ⑦ 1日の労働時間は8時間を超えないこと。
- ⑧ 登下校途中のアルバイトは認めない。
- ⑨ 酒類の提供を主とする飲食店・遊技場（ゲームセンター・カラオケ店・パチンコ店等）でのアルバイトは認めない。
なお、ファミリーレストランについては、酒類の提供は限定的なことから実施可能とする。
- ⑩ アルバイト実施中の事故やけが等については保護者の責任において対処すること。
- ⑪ アルバイトで得た賃金は保護者の管理のもと、有効に使用すること。
- ⑫ この規定に違反、または学校生活に影響が見られた場合は、アルバイトを中止し、指導を行う。

<手続き>

- ① 本人（保護者）から担任へ申し出 → 担任 → 主任会（部主事、学年主任、進路指導主事、生徒指導主事）で情報共有 → 「アルバイト規則」を保護者に配付
※ 条件を満たしていない場合は、改善に向けて本人、保護者と協議
- ② 条件を満たしていれば「アルバイト希望届」を保護者に配付 → 担任へ提出
- ③ 担任を含め主任会で検討（出席状況及び学習態度・学校生活の状況について）
結果について管理職・校長へ報告
- ④ 「アルバイト実施届」を保護者に配付
- ⑤ アルバイト先を具体的に探し、決定事項を記入し担任へ提出
- ⑥ 「アルバイト実施届」に記載した内容について、担任、保護者、本人で最終確認
- ⑦ アルバイト開始

※ インターンシップ先や進路希望先等でアルバイトを希望する場合には、卒業後の雇用面で不利になる場合がある。必ず進路指導主事に相談すること。

※ 出席状況及び学習態度・学校生活の状況に影響が見られた場合は、直ちにアルバイトを中止し、状況の改善に努める。

※ 「アルバイト実施届」は生徒支援部保管とする。

令和 年 月 日

茨城県立常陸太田特別支援学校長 殿

アルバイト希望届

高等部 年 組 氏名 _____

1 目 的

2 希望するアルバイトの業種（複数記載可）

3 希望する就業時間

平日 およそ _____ 時から _____ 時間程度

休日 およそ _____ 時から _____ 時間程度

_____ 以下は担任記載 _____

4 出席状況

5 学習態度及び学校生活の状況

担任 _____

令和 年 月 日

県立常陸太田特別支援学校長 殿

高等部 年 組 氏名

アルバイト実施届

上記のことについて、アルバイト規則に従い、下記のとおりアルバイトを実施させます。

なお、安全に十分配慮し、保護者の全責任において実施いたします。

また、出席状況及び学習態度・学校生活の状況に影響が見られた場合は、直ちにアルバイトを中止し、状況の改善に努めます。

保護者氏名

記

1 目 的

--

2 実施期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで

3 就業時間

【授業日】 時 分 ~ 時 分 まで	時 間 分
【休 日】 時 分 ~ 時 分 まで	時 間 分

4 事業所名・事業所長名

--

5 事業所の所在地（連絡先）

【住 所】
TEL

6 職種（仕事の内容）

--

7 賃金

日給	1 日	円	時給	1 時間	円
----	-----	---	----	------	---

8 自宅から事業所までの経路略図（地図コピー可）

○経路を朱線で記入すること。（地図をコピーした場合も経路を朱線で明記する。）

--

【自宅からアルバイト先までの通勤方法及び所要時間】 ※通勤方法全てに○を付ける

< 徒歩 ・ 自転車 ・ バス ・ 電車 ・ その他（ ） >

所要時間 分

自宅住所 電話 緊急連絡先	Tel. 緊急連絡先（ ）
---------------------	---------------